年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 21 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　四国（受）第 2600061 号
厚生局事案番号　：　四国（国）第 2600005 号

第１　結論

昭和 59 年４月から昭和 60 年２月までの請求期間及び昭和 60 年５月から昭和 61 年８月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 36 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 59 年４月から昭和 60 年２月まで
②　昭和 60 年５月から昭和 61 年８月まで

昭和 59 年３月にＡ県の大学を卒業し、同年４月に実家があるＢ村に住民登録をすると、まもなく国民年金の案内が来た。

しかし、就職も決まっておらず、国民年金保険料を納めることができないので父に相談すると、父は、国民年金制度は国民の将来のために作った制度だから、それに従ったほうが良いと言ってくれたことを記憶している。

そこで私は、短期のアルバイトをしながら国民年金保険料を捻出し、無理な時は父に援助してもらって保険料を納付したと記憶しているにもかかわらず、請求期間①及び②が国民年金に未加入の期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①及び②当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号（平成８年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号、以下「手帳記号番号」という。）により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には手帳記号番号が払い出されるところ、Ｂ村の国民年金被保険者カード及びオンライン記録によると、請求者の手帳記号番号（＊）は、昭和 63 年９月頃に払い出されたと推認でき、同月頃に加入手続が行われたと考えられる上、国民年金被保険者資格を同年７月１日付けで取得していることが確認できることから、請求期間①及び②は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、請求者の主張するとおりに請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するた

めには、前述の手帳記号番号とは異なる手帳記号番号（以下「別の手帳記号番号」という。）が払い出されていることが必要であるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムの氏名検索による調査を行ったほか、Ｂ村の国民年金被保険者カード及びオンライン記録により、昭和59年１月から昭和61年12月までの期間にＢ村で払い出されたと考えられる手帳記号番号の氏名、生年月日等の記録を全件調査したものの、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者の請求期間①及び②に係る国民年金保険料の納付について、Ｂ村は、「資料が残っていないため、確認することができない。」旨回答している上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間①及び②の保険料納付に係る記憶が明確ではなく、保険料を援助してくれたとする請求者の父も既に他界していることから、請求期間①及び②に係る具体的な状況が不明である。

加えて、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。